

「電力の小売営業に関する指針(改定案)」に対する意見

[氏名] 神奈川県生活協同組合連合会 専務理事 丸山善弘
[住所] 〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-6-13 新横浜ステーションビル 9階
[電話番号] 045-473-1031
[FAX番号] 045-473-9272
[E-mail] Yoshihiro.Maruyama@ucoop.or.jp
意見
該当箇所 P10 (3) 電源構成等の適切な開示の方法 ア 電源構成の開示に関する考え方 【意見】 消費者が電力会社やサービスメニューなどに関わる情報を容易に得ることが出来て、その情報により比較検討し、選択をしていくためには適切な情報公開がされていることが不可欠です。特に、電源構成(その電力メニューがどのような電源によって発電されたものであるのか)については、表示のルールを定め、情報公開は「義務」とすることを求めます。 【理由】 どのような方法で発電された電力を販売しているのかという情報は、一般消費者を含むすべての需要家が電力の購入先を選ぶ際の重要な要素です。この点について、事業者によって情報提供の方法や内容が異なることなく比較選択ができるようにするためには、表示をルール化し、全ての電力小売り事業者に表示を義務付けることが必要です。
該当箇所 P11 (3) 電源構成等の適切な開示の方法 ii 情報や開示を行う場合の具体例 【意見】 放射性廃棄物の発生量について、表示を義務化することを求めます。 <理由> 発電の環境影響で特に問題となるのはCO ₂ だけではなく、放射性廃棄物の発生量も問題となります。原子力発電において、環境負荷の大きい放射性廃棄物については隠されたままで、CO ₂ 排出係数の低い表示だけがなされている状況は、環境負荷の低い電源を選択したいとする需要家にとっては「合理的選択の阻害」に他なりません。欧州における表示例にならい、「電力1kwhあたりの放射性廃棄物の発生量」の表示義務化と、放射性廃棄物の算出方法を定めることを求めます。消費者庁においても、そのホームページにおいて、「より良い社会に向けて、人や社会・環境に配慮した消費行動(倫理的消費)への関心が高まっております。こうした消費行動の変化は、消費者市民社会の形成に向けたものとして位置づけられるものであり、日本の経済社会の高品質化をもたらす大きな可能性を秘めています」と倫理的消費について触れています。
該当箇所 P12 iii 望ましい算定や開示の方法 ①開示対象の情報の算定の期間) 【意見】 「実績値のない新規参入の小売電気事業者の場合には、供給開始後数カ月間の直近実績値をもって開示することもあり得る」とする案に賛成します。 【理由】 全国消団連によれば、2016年4月に実施した「電源構成等の情報開示に関するアンケート」では、4月25日時点で「電源構成実績(計画)」と「二酸化炭素排出係数」をともに開示している事業者は、家庭向け電気小売事業を行っている(行う予定の)事業者の18%でした。改定案のように供給開始後数カ月間の直近実績値をもって開示することもあり得るようになれば、需要家への情報提供がより進むものと期待できます。